

社会的インパクト評価普及促進事業費

(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくりの推進担当))

28年度補正要求額 0.5億円(新規)

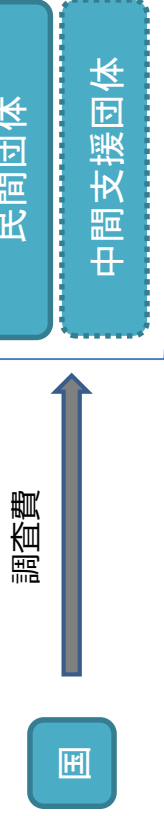
事業概要・目的

○複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図るため、社会的価値の創造に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する「社会的インパクト評価」の普及を図ります。

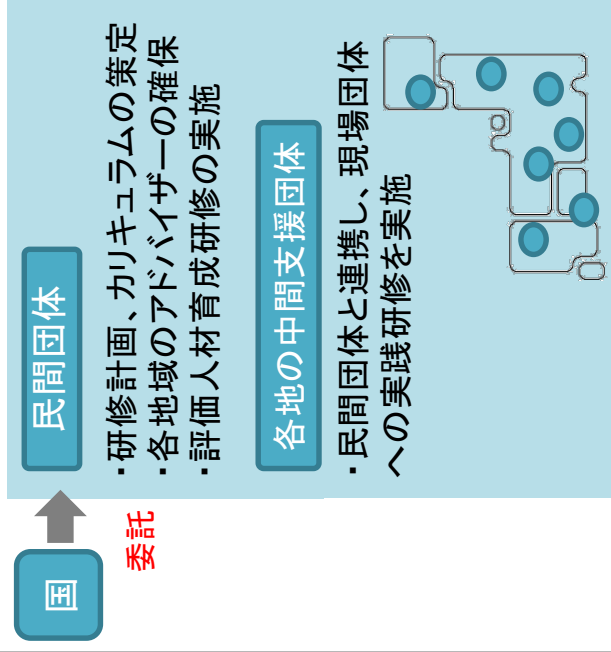
○社会的課題解決に積極的に取り組むNPO法人や社会的企業等のうち、組織成長や外部資源獲得に意欲のある現場団体に対し、自らの事業活動が生み出す成果を明らかにする「ロジック・モデル」の作成を支援し、事業の改善・組織力強化につなげていきます。また、中間支援団体内部の評価の専門家育成もあわせて行います。

○作成されたロジックモデルを整理し、好事例を広くPRすることにより、社会的インパクト評価の普及・拡大につなげます。

資金の流れ



事業イメージ・具体例



期待される効果

○社会的価値の創造に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する「社会的インパクト評価」の普及を図り、一億総活躍社会の実現に不可欠な民間の公益活動の活性化につながります。

市民活動の担い手の運営力強化に必要な経費

(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくりの推進担当))

29年度概算決定額 0.2億円

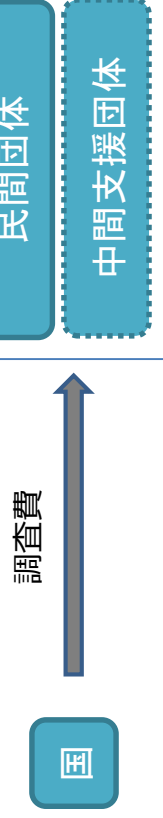
事業概要・目的

○複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図るため、社会的価値の創造に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する「社会的インパクト評価」の実践を通じた普及を図ります。

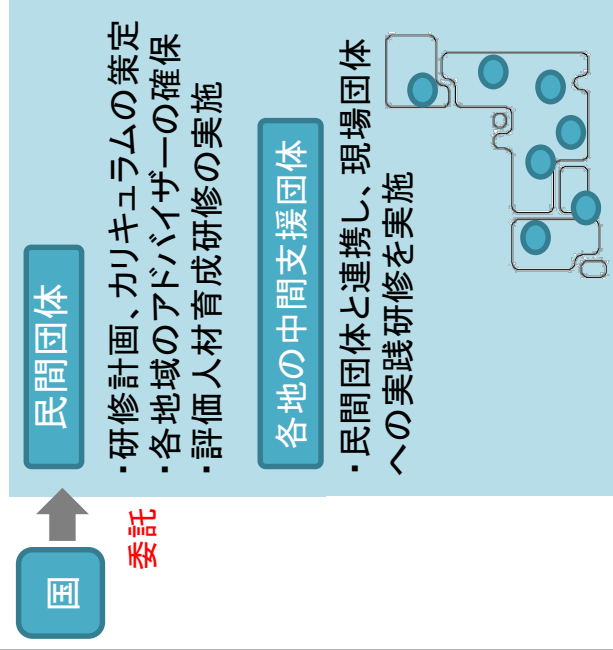
○社会的課題解決に積極的に取り組むNPO法人や社会的企業等のうち、組織成長や外部資源獲得に意欲のある現場団体に対し、社会的インパクト評価の実践を支援し、事業の改善・組織力強化につなげていきます。また、中間支援団体の内部の評価の専門家育成も併せて行います。

○アドバイザーの助言を得て、好事例を抽出・整理し、広くPRすることにより、事例の蓄積を図り、社会的インパクト評価の普及・拡大を図ります。

資金の流れ



事業イメージ・具体例



期待される効果

○社会的価値の創造に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する「社会的インパクト評価」の普及を図り、一億総活躍社会の実現に不可欠な民間の公益活動の活性化につながります。

改正特定非営利活動促進法の施行に向けた準備状況について

平成 29 年 3 月
内閣府共助社会づくり推進担当

1. 施行スケジュール

平成28年	6月7日	改正NPO法	公布
	12月7日	改正NPO法施行令	公布
平成29年	1月31日	改正NPO法施行規則	公布
	4月1日	改正NPO法、施行令、施行規則	施行 ^(注)

(※) 一部（貸借対照表の公告）の施行日については、公布日から2年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日としており、平成30年10月1日施行を目指し準備作業中。

2. 施行に向けた準備状況

(1) 所轄庁における条例改正手続き

67 所轄庁のうち、20 団体が 12 月議会までに改正済。

残りの団体においても、2～3 月議会で改正予定。

※海外送金を行う際の事前届出の廃止、「仮認定」から「特例認定」への名称変更等を反映。

(2) 法改正の内容及び施行期日を周知するためのリーフレットの作成

施行期日を定める政令の公布に合わせ、内閣府 NPO ホームページに掲載。

(3) 特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引きの作成

3 月上旬に内閣府 NPO ホームページに掲載予定。

(4) Q & A 集の作成

3 月上旬に内閣府 NPO ホームページに掲載予定。

(5) 内閣府ポータルサイトの改修

平成 29 年度中に所要のシステム改修を完了させる予定。

NPO

平成28年6月、
特定非営利活動促進法が
改正されました。

2017.4.1 START

特定非営利活動促進法 改正のご案内

事業報告書等の
備置期間が
約5年
に延長

資産の総額の
登記が**不要**に
**貸借対照表の
公告が必要**に
※施行日は別途政令で
決定されます。

◆ 全てのNPO法人のみならずへ

平成28年度改正のポイント

事業報告書等の備置期間が延長されます。

- ✓ 事業報告書等を事務所に備え置く期間が、「翌々事業年度の末日まで」(約3年間)から、「作成の日から起算して**5年**が経過した日を含む事業年度の末日までの間」(約5年間)となります (法第28条関係)。
- ✓ 所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります (法第30条関係)。

Q. いつから備置期間が延長されますか？

-A. 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する書類から適用になります。
例えば、4月～3月を事業年度とする法人については、平成29年度の事業報告書等から対象となります。



Q. 備置期間が延長される書類には何が含まれますか？

-A. **前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿** (前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面) が対象となります (法第28条第1項の書類)。

承認申請時等の添付書類の縦覧期間が短縮されます

✓ 所轄庁が認証時等を行う現行2か月間の縦覧期間について、**1か月間に短縮**され、より迅速な手続きが可能となります (法第10条第2項関係)。

Q. 定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も短縮されますか？

-A. 定款変更の申請 (法第25条第5項)、合併の認証の申請 (法第34条第5項) の場合の縦覧期間も同様に短縮されます。

内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

- ✓ NPO法人や所轄庁は、NPO法人の信頼性の更なる向上を図るため、内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて積極的な情報の公表に努めるようお願いします (法第72条第2項関係)。(参考) 内閣府NPO法人ポータルサイトご利用について <https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

※情報提供の拡大については、改正法の公布の日 (平成28年6月7日) に施行されています。

内閣府
政策統括官 (経済社会システム担当) 付
参事官 (共助社会づくり推進担当) 付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話:03-5253-2111 (大代表)
＜内閣府NPOホームページ＞
<http://www.npo-homepage.go.jp/>

◆ 全てのNPO法人のみなさまへ (続き)

貸借対照表の公告が必要になります。

- ✓ 毎年度、**貸借対照表を公告**(注1)する方式となり、「資産の総額」の登記が必要となります (法第28条の2 関係)。
- ✓ 公告方法は、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告 (法人のHP等)、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置(注2)があります。
- ✓ 公告方法は**定款で定める必要**があります。

(注1) 貸借対照表の公告に係る規定 (法第28条の2) の施行日は平成29年4月1日ではなく、**別途、政令で定める日 (公布の日から2年6か月以内)** となります。それまでは「資産の総額」の登記が必要です。
(注2) 「法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示」(1年間)として施行規則で規定されています。

Q. いつ時点の貸借対照表から公告が必要となりますか？

- A. 貸借対照表に係る規定の施行日を平成30年10月1日と仮定すると、平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象となります。
ただし、**平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの (特定貸借対照表) についても公告する必要**があります。この場合、①施行日 (平成30年10月1日 (仮定)) までに公告するか、②施行日以後遅滞なく公告する必要があります。

Q&A



Q. どの程度の期間、公告が必要ですか？

- A. 官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は、約5年間、継続して公告(注)する必要があります。
(注) 貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間。
例えば、4月～3月を事業年度とする法人が、平成30年度の貸借対照表を平成31年6月1日に作成した場合、平成37年3月31日まで継続して公告する必要があります。

Q. 既に定款で公告方法を定めている場合、定款変更は必要ありませんか？

- A. 既に定款で定めた公告方法に変更がない場合は、貸借対照表の公告もその方法で行っていただくことになります。例えば、定款に「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する」とも、官報に掲載して行う」と規定されている場合は、貸借対照表についても掲示場への掲示と官報掲載が必要となります。
貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とすることは可能であり、その場合は**定款変更が必要**(注)となります。(例えば、上記の法人が電子公告を選択する場合は)
(注) 特定貸借対照表の公告までに定款を変更する必要があります。

※改正内容の詳細は内閣府NPOホームページ「<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei/>」を参照ください。

◆ 認定・仮認定法人のみなさまへ

平成28年度改正のポイント

役員報酬規程等の備置期間が延長されます。

- ✓ 役員報酬規程等を事務所に備え置く期間が「翌々事業年度の末日まで」(約3年間)から、「作成の日から起算して**5年**が経過した日を含む事業年度の末日までの間」(約5年間)となります (法第54条第2項関係)。
- ✓ 平成29年4月1日以降に開始する事業年度の書類から適用されます。
- ✓ 所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります (法第56条関係)。

Q. いつから備置期間が延長されますか？

- A. 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する役員報酬規程等に係る書類及び平成29年4月1日以後に行われる助成金の支給に係る書類から適用になります。
例えば、4月～3月を事業年度とする法人については、平成29年度の役員報酬規程等及び平成29年度に行う助成金の支給から対象となります。

Q. 備置期間が延長される書類には何が含まれますか？

- A. 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程など法第54条第2項第2号～第4号の書類及び助成金の支給を行った際の実績書類 (法第54条第3項) が対象となります。

Q&A



海外送金等に関する書類が事後提出になります。

- ✓ 200万円を超える海外への送金又は金銭の持ち出しに関する書類については、その都度所轄庁への事前提出が必要でしたが、金額にかかわらず、**事業年度1回の事後提出**となります (旧法第54条第4項等関係)。

Q. いつの時点の海外送金等まで、事前届出が必要となりますか？

- A. 施行日の平成29年4月1日を含む事業年度の200万円超の海外送金等は従来どおり事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要となります。
例えば、4月～3月を事業年度とする法人の場合、平成29年度中の200万円超の海外送金等については従来どおり事前の書類作成等が必要となります。

仮認定NPO法人の名称が変更になります。

- ✓ 「仮認定特定非営利活動法人」が「**特例認定特定非営利活動法人**」と変更。

Q. 特例認定を受けるための基準に変更はありますか？

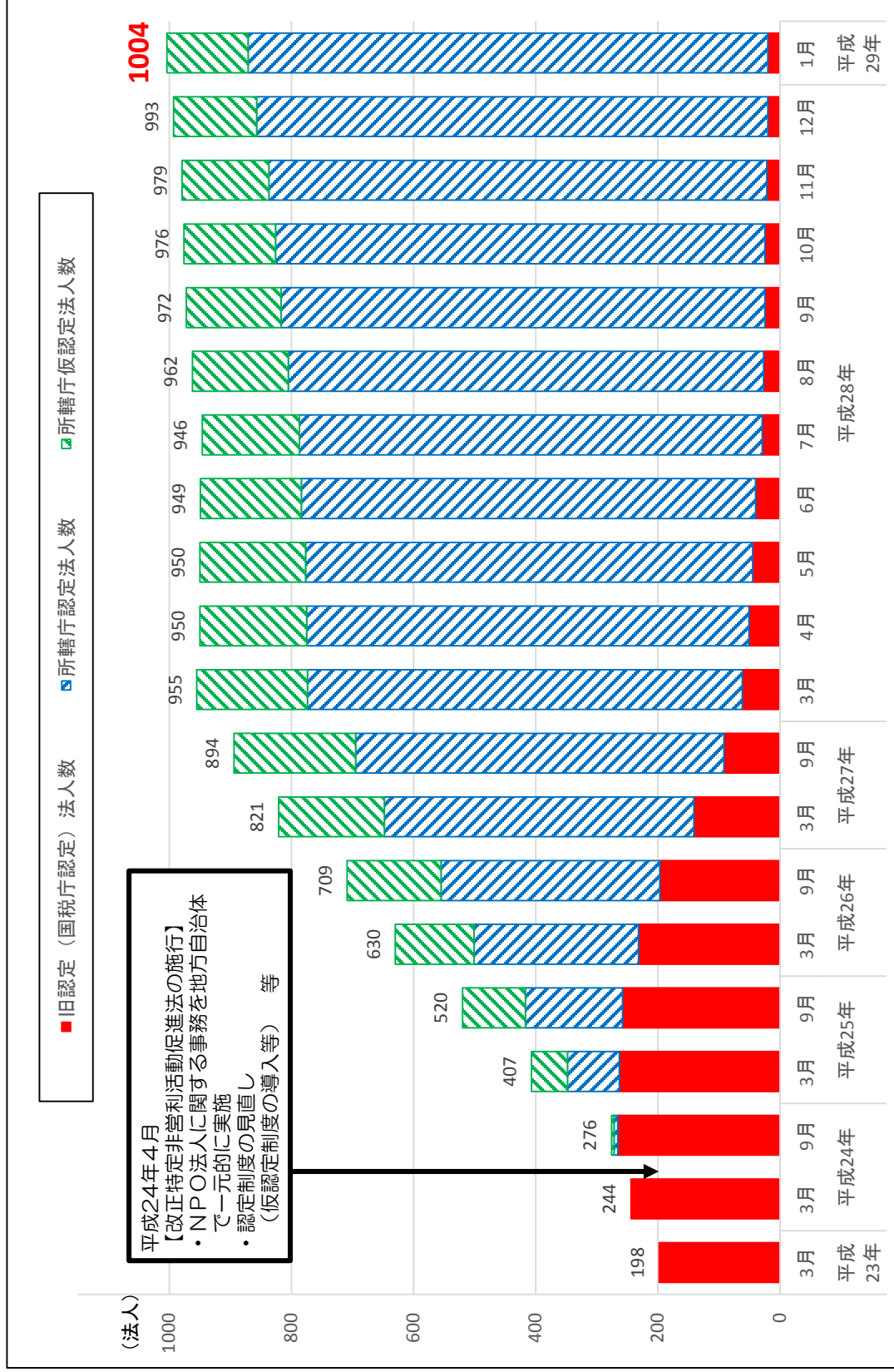
- A. 変更はありません。

Q. 既に仮認定を受けている法人は、再度申請をする必要がありますか？

- A. 既に仮認定を受けている法人は、施行日 (平成29年4月1日) 以後は、特例認定を受けた法人とみなされ、**有効期間は、仮認定の有効期間の残りの期間**となります。

認定特定非営利活動法人数の推移

●総認定件数1,004件。うち、所轄庁認定984件(認定851件、仮認定133件(平成29年1月末現在))。



※特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設。
 ※国税庁認定と所轄庁認定が重複する法人は便宜上所轄庁認定としてカウントし、総認定法人数において1法人と数えている。
 ※上記グラフにおける認定法人数のうち、所轄庁認定(仮認定含む)法人数は、各月末の法人数を示す。旧認定(国税庁認定)法人数は、翌月初の法人数を示す。

放課後児童健全育成事業

～ 年金特別会計 子ども・子育て支援勘定（内閣府所管） ～

「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保について平成30年度末までの達成を目指す（計画の前倒し）とともに、放課後児童支援員等の処遇改善など目標達成を支えるための人材確保や子どもへの質の高い支援を実現するための支援の充実を図る。

（主な内容）

- 放課後児童健全育成事業
 - ・ 運営費補助基準額の増額【拡充】
支援の単位の児童数が40人の場合
基準額：374.4万円〔総事業費748.8万円〕→430.6万円〔総事業費861.2万円〕
 - ・ 長期休暇期間中に利用を希望する子どもの受入れ推進（基準額(日額)1.7万円）【新規】
- 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業）
 - ・ 民家・アパート等を活用して実施する放課後児童クラブにおいて、防災対策として既存施設の改修や備品購入等を行う場合を補助対象に追加【拡充】
- 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助））
 - ・ 民家・アパート等を活用して実施する放課後児童クラブについて、より安全性の高い場所に移転する場合を補助対象に追加【拡充】
- 障害児受入強化推進事業
 - ・ 国庫補助要件の障害児受入数の要件緩和（5人以上→3人以上）【拡充】
 - ・ 医療的ケア児に対応する職員配置等への支援（基準額：384.7万円）【新規】
- 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善【新規】
 - ・ 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善の実施
基準額：（職員1人あたり年額）12.4万円～37.2万円

1. 事業内容

（1）放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

（2）放課後子ども環境整備事業

小学校の余裕教室など既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等や、既存のクラブにおける障害児の受入れや防災対策のために必要な改修等を実施する。
また、量的拡充のための市町村への支援策として、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進や、幼稚園・認定こども園等の活用の促進を図る。

（3）放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置のほか、量的拡充のため、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童ク

クラブを新たに運営するために必要な賃借料補助、児童数の増加に伴い、実施場所を移転して新たな受け皿を確保する際や児童の安全の確保のために必要な移転関連費用の補助、民間団体等が学校敷地外の土地を活用して放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料の補助、小学校敷地外の放課後児童クラブへの送迎支援など、クラブの円滑な運営を支援する。

(4) 質の向上

放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う放課後児童クラブに対する職員の賃金改善等に必要な経費の補助、障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員の人件費等の補助、小規模クラブ(19人以下)への複数職員配置のための人件費の加算を行う。

(5) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業(仮称)

放課後児童支援員に対し、勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を図るために必要な経費の補助を行う。

2. 補助根拠 法律補助(子ども・子育て支援法第68条第2項)

3. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

4. 補助率 1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

地域子育て支援拠点事業

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

○市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。

1. 事業内容

○基本事業（下記の4事業を全て実施）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 子育て親子の交流の促進 | (2) 子育て等に関する相談の実施 |
| (3) 子育て支援に関する情報の提供 | (4) 講習等の実施 |

(1) 一般型

常設の地域子育て支援拠点を開設し、基本事業を実施するとともに、出張ひろばや地域との交流を実施する。また、多様な子育て支援活動の実施や関係機関等のネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施。

(2) 連携型

児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て家庭への支援を実施する。

2. 補助根拠 法律補助（子ども・子育て支援法第68条第2項）

3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

4. 補助率 1／3（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

一時預かり事業

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

○市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。

1. 事業内容

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。(従前の地域密着Ⅱ型は当分の間実施可)

(2) 余裕活用型

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、一時的に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 居宅訪問型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(5) 緊急一時預かり

(1) 及び(4)において、当分の間、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策を実施する市町村に限り、定期的に預かることを本事業の対象とする。

2. 補助根拠 法律補助(子ども・子育て支援第68条第2項)

3. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

4. 補助率 1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

○市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。

1. 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

2. 補助根拠 法律補助(子ども・子育て支援法第68条第2項)

3. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

4. 補助率 1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

養育支援訪問事業

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

- 市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。
- 公的な支援につながない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭について、「養育支援訪問事業」の対象として明確化。
- 「育児家事援助」について、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要な事務費にかかる補助を創設。

1. 事業内容

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

(1) 乳児家庭等に対する支援

妊娠期から乳幼児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者等に対して、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援を行う。

(2) 不適切な養育状態にある家庭等に対する支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

2. 補助根拠 法律補助（子ども・子育て支援法第68条第2項）

3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

4. 補助率 1／3（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

利 用 者 支 援 事 業

～ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定 ～

(「子ども・子育て支援交付金」に計上)

(主な内容)

○市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ事業を推進する。

1. 事業内容

(1) 基本型

子育て家庭などの「個別ニーズ」を把握し、それに応えるため、情報の集約・提供、相談等の利用支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を実施する。

(2) 特定型

保育所などの特定施設・事業に関する子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、それに応える保育所等の特定の施設・事業の利用支援を実施する。

(3) 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を行うとともに、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定する。

2. 補助根拠 法律補助（子ども・子育て支援法第68条第2項）

3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

4. 補助率 1／3（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

子ども・子育て支援整備交付金

～年金特別会計 子ども・子育て支援勘定（内閣府所管）～

(主な内容)	
○ 市町村が、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助。	・放課後児童クラブ整備箇所数 1, 169箇所
○ 市町村が、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、病児保育事業を実施するために必要となる施設を整備するために要する経費の一部を補助。	・病児保育事業を実施するために必要となる施設の整備箇所数 220箇所

1. 事業内容
放課後児童健全育成事業及び病児保育事業を実施するため施設整備等に要する経費を補助。
2. 補助根拠 法律補助
3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）
4. 補助率
 - (1) 放課後児童クラブ

〔市町村が整備を行う場合〕	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
〔市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合〕	国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の高上げを実施

〔市町村が整備を行う場合〕	国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
〔市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合〕	国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4
 - (2) 病児保育

〔市町村が整備を行う場合〕	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
〔市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合〕	国3/10、都道府県3/10、市町村3/10、社会福祉法人等1/10

地域における女性活躍推進モデル事業

28年度概算決定額 23百万円 (27年度予算額 23百万円)

目的

- 女性の活躍推進には潜在化している女性の能力を最大限発揮できるよう支援を行うことが必要。
- 地域の実情に合わせた女性の活躍促進に向けた**先進的な取組を試行的に実践し、検証**することで、その効果や課題を明らかにし、**事業成果を広く共有**することにより、**モデル的な取組の他地域への横展開**を図る。

事業内容

- 育児・介護等の経験を生かした地域活動等、民間団体の知見・ノウハウを活かして柔軟かつきめ細かに地域の課題を解決する先進的な取組を試行的に実践し、他地域において実施可能な取組モデルを構築する。

事業スキーム

成果の還元

内閣府

事業委嘱

報告・検証

モデル的取組の実施

(民間団体)

全国6か所

1団体当たり320万円程度

<事業例>

育児・介護等の経験を活かした地域活動への参画やコミュニティビジネス・NPO等の立ち上げ等、女性の活躍促進に資する先進的な事業のうち、他の地域に横展開することが可能なノウハウの構築を目指した取組。

具体的には、以下のものが考えられる。

①先導的な発想や手法等を活用して、女性の活躍により、当該地域の課題(子育て、介護・福祉、地域防災、産業振興、観光資源の開発、男性の家事参加等)を解決する取組

②当該地域における生活に困難を抱える女性(母子家庭の母、若年無業女性、DV被害者等)を支援する取組

成果を情報発信・共有することにより、モデル的な取組の他地域への横展開を図る(HPコンテンツ等)



ワークショップ



活動(イメージ)

～地域で活躍したいと考える女性のチャレンジを支援～

事業例

※平成27年度

【実施主体】(特活)ひろしまNPOセンター

災害時の地域女性リーダーのネットワークづくり

地域の様々な団体に所属する女性たちがネットワークを構築し、災害時に女性の声が反映されるよう連携体制を整備。そのネットワークを活かし、災害時避難所運営マニュアル等に対する男女共同参画の視点からの提言等を実施。

【実施主体】(特活)女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ
生活困難を抱える女性への保育付き学習支援

DV被害女性、シングルマザー、若年無業女性等を対象に、高校卒業資格取得や専門学校入学に向けての学習支援を保育付きで実施。キャリア相談や普及のためのシンポジウムも実施。